

医科点数表の解釈

令和8年6月版

Web追補 No.4-1 (令和8年10月号①)

令和8年10月16日作成

● 以下の省令・告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- 令和8年9月18日 厚生労働省告示第355号 (令和9年4月1日適用)
- 令和8年9月28日 医療課事務連絡
- 令和8年9月30日 厚生労働省令第144号 (令和8年10月1日施行)
- 令和8年9月30日 厚生労働省告示第363号 (令和8年10月1日適用)
- 令和8年9月30日 保医発0930第2号 (令和8年10月1日適用)
- 令和8年10月7日 医療課事務連絡

● Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

■ 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

- ・ [「疑義解釈資料の送付について\(その13\)」\(令和8年9月25日医療課事務連絡\)](#)

【『医科点数表の解釈(令和8年6月版)』ウェブコンテンツ】

[\(https://ika.shaho.co.jp/r08_ika_kaishaku/\)](https://ika.shaho.co.jp/r08_ika_kaishaku/)

◆ 施設基準(基本・特掲)等の届出書・届出様式やデータでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

※ 令和8年10月13日付の告示・通知については、10月中に追補を掲載いたします。

※ 令和9年3月1日から開始される、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し(OTC類似薬の一部保険外療養)に関連する改正等の情報については、別途対応いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
530			【D004穿刺液・採取液検査の「14」及び「15」の所定点数を合算した点数(1,923点)を準用する項目として追加】 ◇ CXC L10(髄液)は、HTLV-1関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者においてELISA法により測定した場合に、原則として1年に1回に限り、D004穿刺液・採取液検査の「14」リン酸化タウ蛋白(髄液)の所定点数と同区分「15」アミロイドβ42/40比(髄液)の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、1年に1回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 ア 新たにHTLV-1関連脊髄症と診断された患者 イ 既にHTLV-1関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者 (令 8. 9. 30 保医発 0930 2)	
599			【D023微生物核酸同定・定量検査の「25」の「ロ」SARS-CoV-2核酸検出を含まないものの所定点数(963点)を準用する項目として追加】 ◇ 喀痰又は培養菌中のDNA検出を目的として、PCR-rSSO法により抗酸菌核酸多項目同時検出(計28項目以上)を実施した場合に、一連の治療につき1回に限り、D023微生物核酸同定・定量検査の「25」の「ロ」SARS-CoV-2核酸検出を含まないものの所定点数を準用して算定する。 ア 以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する患者において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 (イ) BCG膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌とBCG株の鑑別が必要な患者 (ロ) 肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑われる患者 イ 以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師(専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師(専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分	

頁	欄	行	変更前	変更後
			において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。 (令 8. 9. 30 保医発 0930 2)	
617	右	下から5行目	胎児仮死、潜在胎児仮死及び異常分娩の経過改善	胎児機能不全及び分娩が生理的経過を逸脱する場合において、その改善
879	右	◆ 通則23の「(外科医療確保特別加算について)」に以下のように追加 (4) 「通則23」の「所定点数」とは、第1節手術料の各区分に掲げられた点数及び各区分の注に規定する加算の合計をいい、通則の加算点数は含まない。		
1193	ー	上から4行目	(最終改正；令 8. 8. 31 保医発 0831 1) 〔黄色網かけはWeb追補No. 3等にて改正済み〕	(最終改正；令 8. 9. 30 保医発 0930 2)
1201	右	◆ 「133 血管内手術用カテーテル」の(8)のオを以下のように改める。 オ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型のうち、血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなるものについては、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。		
1246	右	上から16行目	社会保険診療報酬支払基金法	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
1246	右	上から17行目	社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
1246	右	上から19～22行目	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第24条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第1条の3第1項各号に掲げる業務	同法第18条第1項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
1269			〔供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱い等について、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和8年9月28日医療課事務連絡)により、令和8年10月以降の取扱いが示されています。当該事務連絡については診療報酬関連情報データベースからご確認いただけます。〕	
1277	左	下から8行目	「同一建物居住者の場合」	「当該避難所等において当該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施する者の人数に従い「単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合」又は「単一建物診療患者が10人以上の場合」
1277	左	下から6行目	「同一建物居住者以外の場合」	「単一建物診療患者が1人の場合」
1277	左	下から5行目	「同一建物居住者の場合」	「単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合」又は「単一建物診療患者が10人以上の場合」
1285	右	上から21行目	社会保険診療報酬支払基金法	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
1285	右	上から22行目	社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
1285	右	上から24～27行目	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第24条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第1条の3第1項各号に掲げる業務	同法第18条第1項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
1287	ー	上から5行目	(最終改正；令和8年8月12日 厚生労働省告示第311号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 2にて改正済み〕	(最終改正；令和8年9月18日 厚生労働省告示第355号)
1288	右	上から9行目	第九号	第十二号 【令和9年4月1日適用】
1304	ー	上から3行目	(最終改正；令和8年3月27日 厚生労働省告示第116号)	(最終改正；令和8年9月18日 厚生労働省告示第355号)
1305	左	上から5行目	第九号	第十二号 【令和9年4月1日適用】
1355	ー	上から8行目	(最終改正；令和8年3月5日 厚生労働省告示第70号)	(最終改正；令和8年9月18日 厚生労働省告示第355号)
1375	右	上から12行目	第6項	第5項 【令和9年4月1日適用】
1375	右	上から13～14行目	第十四号	第十二号 【令和9年4月1日適用】
1472	左	上から25～27行目	同法第6条の2の2第3項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療	第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関

頁	欄	行	変更前	変更後
			機関であって厚生労働大臣の指定するもの	


 医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X（旧Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供，その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。